

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年5月22日（平成27年（行個）諮問第100号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行個）答申第22号）

事件名：本人からの苦情申立てに対する苦情調査委員の指定に関する特定部隊
個別命令の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日B付 私が特定部隊長に宛てた「苦情申立書」に対する苦情調査委員の指定に関する「特定部隊個別命令」（原議書を含む）」に記録されている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、平成26年12月19日付け防人服第18788号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち、本件対象保有個人情報につき不開示とした部分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 原処分で「作成されていない」とした行政文書の開示を求める。

イ 原処分が開示された特定年月日B付苦情申立書は、受理されているのであるから、これに対する苦情調査委員を指定しないことは、苦情の処理に関する訓令（以下「訓令」という。）5条1項の規定に違反したものであり不当である。

同申立書に対し、苦情調査委員を指定しないことに正当な理由はない。

よって、同申立書に対する苦情調査委員を指定した行政文書を開示しないことは、法14条の開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

（2）意見書

異議申立人から、平成27年6月30付け（同年7月2日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でな

い旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「特定年月日 A 付及び特定年月日 B 付 私が特定部隊長に宛てた「苦情申立書」、これらの苦情申立書の受理したことがわかる「受領書」、これらの苦情申立書に対する苦情調査委員の指定に関する「特定部隊個別命令」(原議書を含む)」に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報が記録されている行政文書として別紙に掲げる文書 1 ないし文書 6 を特定し、法 18 条 1 項の規定に基づき平成 26 年 12 月 19 日付け防人服第 18788 号により、文書 1 ないし文書 5 に記録されている保有個人情報(以下「本件関連保有個人情報」という。)については開示、文書 6 に記録されている保有個人情報(本件対象保有個人情報)については作成又は保有していないことから不存在により不開示とする原処分を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

(1) 原処分に対し異議申立人は、「原処分で「作成されていない」とした行政文書の開示を求める。」として、文書 6 に記録された保有個人情報の開示を求めるが、特定年月日 B 付苦情申立書(以下「本件苦情申立て」という。)に対して、陸上自衛隊特定部隊では特段の対応は行っておらず、行政文書も作成していないことから、本件対象保有個人情報を不存在につき不開示としたものである。

(2) 異議申立人は、「特定年月日 B 付苦情申立書は受理されているのであるから、これに対する苦情調査委員を指定しないことは、訓令 5 条 1 項の規定に違反したものであり、不当である。」と主張するが、同項の規定は、「一度目」の苦情申立てに関する規定であるところ、本件苦情申立ては、特定年月日 D 及び特定年月日 E 付けの苦情申立てに対する「再々度」の苦情申立てであり、同項の規定は適用されない。

なお、訓令 9 条において、「再度」の苦情申立てがあった場合の手続が規定されているが、「再々度」の苦情申立てについては特段規定されていないことから、本件苦情申立てに対し、苦情調査委員会を設けなかったとしても、そのことをもって直ちに訓令違反となるものではない。

(3) よって、異議申立人の主張は理由がないことから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 27 年 5 月 22 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年7月2日 異議申立人から意見書を收受

④ 平成28年5月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件対象保有個人情報は、「特定年月日B付 私が特定部隊長に宛てた「苦情申立書」に対する苦情調査委員の指定に関する「特定部隊個別命令」(原議書を含む)」に記録されている保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報が記録されている行政文書(文書6)は、本件開示請求があった時点で作成及び保有していないとして、原処分により本件対象保有個人情報を不開示とした。

これに対して異議申立人は、原処分のうち、本件対象保有個人情報を不開示とした部分の取消しを求めるが、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとするので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、文書6を保有していない理由として、上記第3の2のとおり、陸上自衛隊特定部隊では、本件苦情申立てを受け、苦情調査委員会を設けることはしなかったと主張するとともに、本件苦情申立ては、特定年月日D及び特定年月日E付け苦情申立てに対する「再々度」の苦情申立てであり、訓令において「再々度」の苦情申立てについては特段の規定がないため、本件苦情申立てについて苦情調査委員会を設けなかったとしても訓令違反となるものではない旨主張する。

(2) 当審査会において本件関連保有個人情報のうち、本件苦情申立ての内容である文書3に記録されている保有個人情報を確認したところ、本件苦情申立ては、訓令に基づくものとして受領されており、いずれの申立事項も、その記載内容から、少なくとも一度は訓令8条に基づく苦情の処理結果の通知がされているものであり、初度の苦情申立てではないことが認められる。

(3) また、当審査会において訓令を確認したところ、苦情申立てがあったときに苦情調査委員会を設け、事案の調査をさせる旨を規定する訓令5条の規定は、再度の苦情申立てについて規定する訓令9条において準用されておらず、再度の苦情申立てがあった場合に苦情調査委員会を設けることとする規定もない。

(4) 以上を踏まえて検討すると、本件苦情申立ては、訓令に基づく初度の苦情申立てではないことから、苦情調査委員会を設ける必要はなく、本件苦情申立てについて苦情調査委員の指定は行わず、文書6を作成又は保有していないとの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

したがって、防衛省において本件対象保有個人情報を保有していると

は認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

- 文書 1 苦情申立書（特定年月日 A）
- 文書 2 「特定年月日 A 付苦情申立書」受領書
- 文書 3 苦情申立書（特定年月日 B）
- 文書 4 「特定年月日 B 付苦情申立書」受領書
- 文書 5 苦情調査委員の指定に関する特定部隊個別命令（特定文書番号特定年月日 C）
- 文書 6 特定年月日 B 付苦情調査委員の指定に関する「特定部隊個別命令」